

令和 7 年 7 月 9 日

奨学会会員各位

茨城県立水戸第一高等学校・附属中学校奨学会会長 椎名 隆泰
同名誉会長
茨城県立水戸第一高等学校・附属中学校校長 御厩 祐司

救急車要請に伴う選定療養費の取扱について（お知らせ）

盛夏の候、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、茨城県では、救急医療体制を維持するため、救急車要請に緊急性が認められない場合に「選定療養費」を徴収する制度を開始しており、保護者が「選定療養費」を支払うことになった例もあると聞いております。

奨学会としては、子どもたちの生命・安全の確保を第一に考え、学校側が選定療養費の保護者負担を過剰に心配することなく、冷静かつ迅速に救急車要請を判断できるようにするとともに、保護者の経済的負担も軽減できるよう、役員間で協議し、下記のとおり奨学会予算から選定療養費相当額を支給することとしましたので、お知らせいたします。

記

1 対象

生徒の疾病・事故等に際し、学校が救急車を要請したものの、搬送先の病院において緊急性が認められず、選定療養費を支払うこととなった者

2 支給額

支払った選定療養費の全額

（搬送先病院によって額は異なりますが、現行では最大 13,200 円となっております）

3 支給手続き

選定療養費の支出額がわかる領収書を学校に提出し、確認の上、後日振り込み

4 運用開始日

令和 7 年 7 月 9 日

5 財源

令和 7 年度については、奨学会一般会計予算の「予備費」で賄う。

令和 8 年度以降については、適切な予算上の位置づけを検討し、付議する。